

環境文教委員会 送付26-22

路上から半径10メートル以内の私有地も条例で路上禁煙地区に指定するように求む  
陳情

受付年月日 平成26年7月31日

陳情者

## 陳情書

(趣旨)

千代田区は皇居以外の全てが路上禁煙地区であります。路上禁煙地区に面した私有地で平然と喫煙が行われている現状があります。

喫煙者にタバコを吸うのを止めてもらうようお願いしても、私有地に足を踏み入れて居さえすれば路上では無いのだから喫煙しても条例に反していないという理屈で、堂々と喫煙している状況です。

しかしそれでは、喫煙の一番の害と言っても過言でもない「受動喫煙」を防げません。

喫煙者本人がタバコのフィルターを通して吸う主流煙よりも喫煙者の周囲に居る人が吸いこんでしまうタバコの先端から出る副流煙の方が有害です。

タバコの煙は空間を移動しますから、路上に近接した私有地で喫煙されては、それはもはや路上でタバコを吸っているのと同じです。

昼間、千代田区で勤務している方々の一部が、条例の抜け道を狙って、堂々と喫煙をし、何の過失も無い千代田区民の健康が害されている現状があります。千代田区に住む人達が一方的に害を被り、何故、我慢しなければならないのでしょうか。千代田区民が、当たり前、健康的に、生活を送る権利が阻害されています。

千代田区民の健康的な暮らしを守るため、路上から半径10メートル以内の私有地も条例で路上禁煙地区に指定するように求める陳情書を提出致します。

こうすれば、「私有地に足が入っているのだから、条例に反していない。喫煙して何が悪い。」と主張する人達に喫煙を止めてもらうようにする事が出来ます。

人間は酸素を吸って生きているわけですから、路上に面した空間単位で取り締まらなると喫煙対策にはなりません。

路上で喫煙する人を取り締まるという発想というよりも、路上に居る人を受動喫煙から守るという発想の方が大事だと思います。千代田区政に置かれましては、無辜な区民を守る責任を有しており、そのための対策を状況に応じて講ずる必要があるかと存じます。

ご検討のほど、何卒よろしくお願い致します。

以上

平成26年7月31日

千代田区議会議員 鳴崎 秀彦 殿